

## 市道認定条件を満たすために実際にしていただくこと

### <前提条件> 「大津市市道路線の認定等に関する要綱」に条件面で合致していること

- ・ 道路の有効幅員が4 m以上  
※開発道路は、原則、「大津市開発許可制度に関する基準」に基づき、新規の位置指定道路については、同基準に準じて有効幅員6 m以上
- ・ 道路の起点と終点が公道（国道、県道又は市道のいずれか）に接続している  
※行き止まり道路の場合でも要綱に定める条件を満たしていれば認定可能であるが、原則、「大津市開発許可制度に関する基準」に基づき、転回広場及び避難用通路が築造されていること
- ・ 沿道に独立した住居が2以上建築されている

### ○ 道路に隣接する地権者全員の同意があること

- ・ 隣接地権者全員の同意が必要です。具体的には指定様式の「市道路線認定申出書」の隣接土地所有者欄に、署名及び実印の押印をいただくこととなります。（地元住民の主体的な要望による場合、この書類の提出は不要です）
- ・ 別途、指定様式の「市道認定同意書」に自治会長の署名及び職印の押印をいただきます。

### ○ 道路敷地は地権者から寄附されること

- ・ 所有権移転は当方が実施します。具体的には指定様式の「道路用地寄附申出書」「登記原因証明情報兼登記承諾書」に地権者の実印を押印いただき、印鑑証明書を頂戴することとなります。
- ・ 土地に抵当権やその他の権利が設定されている場合は、抹消していただく必要があります。地権者が権利設定者と交渉していただく必要があります。
- ・ 地権者がお亡くなりになっている場合は、相続人全員の押印と印鑑証明書と相続を証する書類を用意していただく必要があります。
- ・ 地権者が会社であり、存在していない場合は、清算人による手続きが必要となります。

### ○ 道路敷地が明示されていること

- ・ 世界測地系の基準で作成された道路敷地の地積測量図を法務局に備え付けていただきます。または、道路敷地が大津市道になる前提で、隣接地との官民境界確定協議書を作成していただきます。いずれも現地の境界点に当方が用意する境界プレートを埋設していただきます。
- ・ 測量や図面の作成、境界確定申請、隣接地権者との現地立会い、隣接地権者の印鑑証明書が必要で、具体的な作業は土地家屋調査士や測量士等に依頼する必要があります。
- ・ 法務局備付の公図が実際の土地配置と合致していない場合は、事前に公図を訂正していただく必要があります。

### ○ 側溝等の排水施設が具備されており、路面排水が適切に処理されていること

- ・ 排水施設が無い場合は新設していただくことがあります。
- ・ 路面排水の流末が民地に流れ込んでいる場合は、官地に誘導するなどの措置が必要です。
- ・ 本市が不要と判断した私設暗渠管は除却していただきます。

### ○ 道路の構造が一定の基準に達していること

- ・ 舗装面の不備（はがれ、陥没、劣化等）や側溝の不備（欠損、破損）の状況に応じて、引継ぎまでに補修していただくことがあります。
- ・ 基準に合致していない構造物が入っている場合、引き継ぎまでに入れ替えていただくことがあります。

### ○ 道路占用物等がなく、通行上及び管理上支障がないこと

- ・ 路上駐車や植木鉢、その他占用物は撤去していただきます。
- ・ コンクリート製の乗り入れなど構造物については誓約書を提出いただくことがあります。

※上記の手続きにおいて必要となる経費は、申出者にご負担いただいております。